

平成26年5月16日

各 位

会 社 名 日本郵船株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 工藤 泰三
コード番号 9101
上場取引所 東証・名証各一部
問 合 せ 先 広報CSRグループ長 江黒 孝夫
(TEL. 03-3284-5058)

航空貨物運賃に関する韓国大法院の判決について

当社の連結子会社である日本貨物航空株式会社（本社：千葉県成田市、代表取締役社長：坂本深 以後同社）は、平成22年11月に航空貨物運賃に関する韓国公正取引法違反行為があったとして、韓国公正取引委員会より課徴金を課す旨の処分決定通知（議決書）を受領いたしました。その後、同社は韓国公正取引委員会に対し、韓国ソウル高等法院へ処分決定取消しの訴えを提起しましたが、平成24年5月16日に日本発韓国向けの事案に関し、また同年6月21日に韓国発全世界向けの事案に関し訴えを退ける判決が下されました。同社はこれらの判決内容を精査しましたが、いずれも内容に不服があり、日本発韓国向けの事案に関し同年6月1日に、また韓国発全世界向けの事案に関しても同年7月10日に韓国大法院に上告を行っておりました。

本日、韓国大法院において、韓国発全世界向けに関しては同社主張が認められることとなりソウル高等法院への差戻し判決が下されました。当該事案は再度ソウル高等法院において審理されることとなります。

一方、日本発韓国向けに関しては上告棄却の判決が下され、課徴金4億69百万ウォン（約46百万円）の支払いを命じる判決が確定しましたが、同社は既に独禁法関連引当金繰入額として同額を特別損失に計上しており、業績予想への影響はありません。

以 上